

文教委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

資料 1 「（仮称）川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

資料 2 「（仮称）川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

（パブリックコメント手続資料）

資料 3 令和 6 年度試行的事業の実施状況等について

こども未来局

（令和 7 年 1 月 3 1 日）

「（仮称）川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

1 乳児等通園支援事業とは

乳児等通園支援事業とは、乳児又は幼児であって0歳6か月以上満3歳未満のもの（保育所等に入園しているものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

2 条例制定の経緯

- 本事業は、国の『こども未来戦略方針』（令和5年6月）において、全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充として、「こども誰でも通園制度」の名称で創設された。
- 本市においては、令和5年度の国の募集に応募の上、同事業の試行的事業を令和6年度に実施している。
- 試行的事業は国の定める実施要綱に基づき全国118自治体で実施されているが、令和7年度以降については、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき制度化される予定であり、各自治体での事業実施にあたっては、国の定める認可基準（内閣府令）に基づく条例制定が必要となる。

3 基準条例の概要

（1）制定する条例の名称

『（仮称）川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例』

（2）条例制定における基本的な考え方

国の基準（内閣府令）の各規定は、児童福祉法の基本理念に即したものであり、本市条例については、従うべき基準・参酌すべき基準ともに、内閣府令同様の内容の規定とする。

（3）内閣府令の主な規定内容 ※下線は参酌すべき基準を含む

- ◆乳児等通園支援事業者の一般原則（第5条）
- ◆安全計画の策定（第7条）
- ◆乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件（第9条）
- ◆衛生管理等（第14条）
- ◆食事（第15条）
- ◆乳児等通園支援事業の区分（第20条）
- ◆設備の基準（第21条）

（4）関連する条例改正等

関連条例	改正内容
川崎市保育園条例	実施施設や利用料（歳入）の定めを追加
川崎市保育・子育て総合支援センター条例	
川崎市児童福祉審議会条例	調査審議事項等に乳児等通園支援事業を追加

4 今後のスケジュール

	1月	2月	3月	
パブコメ 手続		パブコメ実施	【中旬】 パブコメ結果公表	4/1 条例 施行
市議会	【1/31】 文教委員会 （パブコメ実施報告）		【中旬】 議案審査 条例議案追加提出	

パブリックコメント手続資料

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を国の基準に基づいて実施します
- 同制度は、令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施を見据え、令和6年度は市内45施設において試行的事業を実施しているところです。
- 今回、同制度における令和7年度の国の基準（乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準）が内閣府令にて公布されたことから、パブリックコメントを実施の上、新たに条例を制定し、令和7年4月からの事業実施を目指します。
- つきましては、市民の皆様に御報告するとともに、広く御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和7年1月31日（金）から2月21日（金）まで

※郵送の場合：2月21日（金）当日必着

持参の場合：2月21日（金）17時15分まで

2 資料の閲覧場所

川崎市役所本庁舎復元棟2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、

川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

※その他、市内の認可保育所等のほか、「かわさき子育てアプリ」でもお知らせします。

3 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。
- ◆意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ◆電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

4 意見募集結果の公表時期

令和7年3月

5 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局 保育・幼児教育部 保育第1課

電話 044-200-2662 FAX 044-200-3933

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令）について

1. 趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月12日付法律第47号）において、乳児等通園支援事業が児童福祉法上の新たな制度に位置付けられるとともに、改正後の児童福祉法第34条の16第2項において、各自治体は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととなりました。

明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が、乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしていることから、内閣府令の趣旨を踏まえ、本市条例に反映させるにあたり広くご意見を伺うものになります。

2. 国が定めた基準と本市の視点について

国が定めたこれまでの基準を、地方自治体において基準を条例で定めるにあたっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的には「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
条例化するに当たっての本市の視点について	法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情を加えられるか。	府令にある基準を標準として、市の実情に応じた基準を定める合理的理由があるか。	府令の基準を参考にし、下回る又は緩和する基準を設ける市の実情があるかどうか。
条例化の適否	・基準としての継続性を確保することができるか。 ・市民の理解は得られるか。		

3. 条例で制定する基準について

(1) 制定する主な内容

- ・最低基準の向上
- ・乳児等通園支援事業者の一般原則
- ・安全計画の策定
- ・自動車を運行する場合の所在の確認
- ・乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件
- ・衛生管理等
- ・食事
- ・乳児等通園支援事業の区分
- ・設置の基準

(2) 条例制定における基本的考え方

国の基準（内閣府令）は、児童福祉法の理念に即したものであり、また、各規定は事業の基本方針を実現するために適した基準となっていますので、条例の規定は国の基準のとおりとします。

4. 条例制定までのスケジュール

パブリックコメントで寄せられた意見を検討し、市の考え方を整理した結果を市ホームページで公表した上で、議会の議決を経て、令和7年4月1日までに条例を施行する予定です。

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

令和七年一月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第一章 総則

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条（乳児等通園支援事業者（市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の監督に属する乳児等通園支援事業（法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の職員に係る部分に限る。）、第二十二条及び第二十五条（職員に係る部分に限る。）の規定による基準

二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十五条、第十八条、第二十条、第二十一条（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）及び第二十五条（設備に係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第六条の三第二十三項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第四条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第五条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第六条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなけ

ればならない。

（安全計画の策定等）

第七条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を実行する場合の所在の確認）

第八条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第九条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第十条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第十一条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行

う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第十二条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第十三条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第十四条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十五条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第十六条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- 二 その提供する乳児等通園支援の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- 七 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第十七条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十八条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十九条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第二章 乳児等通園支援事業

第一節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第二十条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第二節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第二十一条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
- イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。
- ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段

		2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（１）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（２）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第二十二條 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園

支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

２ 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の幼児おおむね六人につき一人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所につき二人を下ることはできない。

３ 第一項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を一人とすることができる。

一 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

二 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が三人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第二十三条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第二十四条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第二十五条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

二 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第三条第二項に規定す

る主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

三 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）

四 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第二十六条 第二十三条及び第二十四条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第二十三条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第二十四条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第三章 雑則

（電磁的記録）

第二十七条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則

（施行期日）

第一条 この府令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の公布の日から令和七年三月三十一日までの間においては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第四条の規定による改正後の法第三十四条の十六第一項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この府令に規定する基準は、当該市町村が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなすことができる。

令和 6 年度試行的事業の実施状況等について

1 R 6 試行的事業の概要

以下のとおりR6.6.24から事業実施している。

対象児童	保育所等に通園していない0歳6か月～2歳の未就園児
実施施設	全45施設で実施（民間40施設、公立5施設） ※民間施設の内訳としては、認可保育所24施設、小規模保育事業3施設、家庭的保育事業1施設、川崎認定保育園4施設、地域保育園2施設、幼稚園2施設、認定こども園（幼稚園型）3施設、地域子育て支援センター1施設
利用方法と実施方法	・定期利用、自由利用又は定期利用と自由利用の組合せなど、自治体や事業者において利用方法を選択して実施可能 ・一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、事業者の創意工夫により様々な形で実施可能 ※ ・こども1人当たり「月10時間」を限度に利用が可能 etc
運営基準	職員配置や面積基準等については、一般型については一時預かり事業（一般型）の基準を、余裕活用型については各実施施設の設備運営基準等を準用
事業者への補助単価等	・こども1人1時間当たり850円 ・障害児を受け入れる場合、1人1時間当たり400円を加算 ・保護者負担は、こども1人1時間当たり300円程度が標準 ・賃借料補助は、1事業所当たり3,066千円 ※1施設のみ対象あり
予算額	141,350千円（R5補正）
補助割合	国：3／4 市町村：1／4

※実施方法については以下のとおり

一般型（在園児合同）	...施設の定員と関わりなく、在園児と合同で受入
一般型（専用室独立実施）	...施設の定員と関わりなく、在園児とは別室で受入
余裕活用型	...施設の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受入

2 R 6 試行的事業の利用実績

（1）区別の利用実績 ※実施施設の所在区別に利用実績を集計

			R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月
川崎区	7施設	黒計登録者数	36人	67人	80人	99人	116人
		実利用者数	9人	35人	38人	54人	67人
		利用時間総数	50時間	271時間	244時間	358時間	441時間
幸区	4施設	黒計登録者数	23人	64人	85人	110人	136人
		実利用者数	3人	36人	40人	55人	64人
		利用時間総数	22時間	188時間	234時間	352時間	447時間
中原区	8施設	黒計登録者数	23人	69人	78人	90人	105人
		実利用者数	0人	41人	40人	43人	49人
		利用時間総数	0時間	267時間	249時間	285時間	358時間
高津区	14施設	黒計登録者数	38人	83人	105人	128人	151人
		実利用者数	7人	50人	48人	69人	75人
		利用時間総数	22時間	240時間	245時間	372時間	429時間
富前区	6施設	黒計登録者数	14人	41人	65人	89人	119人
		実利用者数	2人	21人	32人	41人	50人
		利用時間総数	5時間	125時間	148時間	210時間	293時間
多摩区	3施設	黒計登録者数	38人	71人	80人	104人	122人
		実利用者数	13人	50人	49人	62人	81人
		利用時間総数	91時間	372時間	388時間	507時間	643時間
麻生区	3施設	黒計登録者数	3人	5人	5人	8人	10人
		実利用者数	1人	4人	1人	5人	7人
		利用時間総数	2時間	17時間	2時間	30時間	28時間
全市合計	45施設	黒計登録者数	175人	400人	498人	628人	759人
		実利用者数	35人	237人	248人	329人	393人
		利用時間総数	192時間	1,480時間	1,510時間	2,114時間	2,639時間

- ・全体的に、登録者数、実利用者数とも増加傾向を継続
- ・管区別のうち最も利用実績が低いのは麻生区
- ・最も施設数の多い高津区では、相対的に利用実績が伸び悩み

令和6年度試行的事業の実施状況等について

(2) 施設類型別の利用実績

			R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月
認可保育所 ※6.24～受入開始	24施設	累計登録者数	66人	149人	186人	218人	245人
		実利用者数	11人	90人	91人	106人	107人
		利用時間総数	26時間	532時間	474時間	601時間	656時間
公立保育所 ※7.16～受入開始	5施設	累計登録者数	56人	136人	172人	234人	302人
		実利用者数	0人	66人	79人	109人	147人
		利用時間総数	0時間	318時間	421時間	612時間	953時間
小規模保育事業	3施設	累計登録者数	6人	15人	19人	23人	29人
		実利用者数	2人	7人	8人	14人	19人
		利用時間総数	9時間	49時間	61時間	98時間	136時間
家庭的保育事業	1施設	累計登録者数	1人	1人	1人	3人	3人
		実利用者数	0人	1人	1人	2人	3人
		利用時間総数	0時間	8時間	8時間	19時間	21時間
川崎認定保育園	4施設	累計登録者数	14人	39人	49人	62人	80人
		実利用者数	7人	28人	27人	36人	46人
		利用時間総数	61時間	237時間	211時間	315時間	321時間
地域保育園	2施設	累計登録者数	18人	38人	48人	58人	67人
		実利用者数	13人	32人	39人	41人	50人
		利用時間総数	91時間	279時間	327時間	341時間	440時間
幼稚園	2施設	累計登録者数	4人	10人	11人	15人	16人
		実利用者数	0人	8人	2人	11人	11人
		利用時間総数	0時間	37時間	6時間	89時間	70時間
認定こども園(幼稚園型)	3施設	累計登録者数	10人	11人	11人	14人	14人
		実利用者数	2人	4人	1人	10人	8人
		利用時間総数	5時間	17時間	2時間	39時間	36時間
地域子育て支援センター	1施設	累計登録者数	0人	1人	1人	1人	3人
		実利用者数	0人	1人	0人	0人	2人
		利用時間総数	0時間	3時間	0時間	0時間	6時間
全市合計	45施設	累計登録者数	175人	400人	498人	628人	759人
		実利用者数	35人	237人	248人	329人	393人
		利用時間総数	192時間	1,480時間	1,510時間	2,114時間	2,639時間

施設類型別に見ると、利用実績が最も大きいのは公立保育所

(3) 実施方法別の利用実績

			R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月
一般型 (在園児合同)	16施設	累計登録者数	46人	112人	132人	164人	196人
		実利用者数	8人	76人	66人	96人	111人
		利用時間総数	63時間	546時間	456時間	718時間	770時間
一般型 (専用室独立実施)	11施設	累計登録者数	93人	193人	247人	324人	403人
		実利用者数	20人	117人	129人	166人	211人
		利用時間総数	108時間	668時間	766時間	996時間	1,395時間
余裕活用型	18施設	累計登録者数	36人	95人	119人	140人	160人
		実利用者数	7人	44人	53人	67人	71人
		利用時間総数	21時間	266時間	288時間	400時間	474時間
全市合計	45施設	累計登録者数	175人	400人	498人	628人	759人
		実利用者数	35人	237人	248人	329人	393人
		利用時間総数	192時間	1,480時間	1,510時間	2,114時間	2,639時間

実施方法別に見ると、最も施設数の多い余裕活用型が利用実績としては最も低調

(4) 歳児別の利用実績

		R6.10月実績	全体に占める割合
0歳児 (6か月～)	累計登録者数	241人	32%
	実利用者数	117人	30%
	利用時間総数	735時間	28%
1歳児	累計登録者数	369人	49%
	実利用者数	191人	49%
	利用時間総数	1,313時間	50%
2歳児	累計登録者数	149人	19%
	実利用者数	85人	21%
	利用時間総数	591時間	22%
合計	累計登録者数	759人	100%
	実利用者数	393人	100%
	利用時間総数	2,639時間	100%

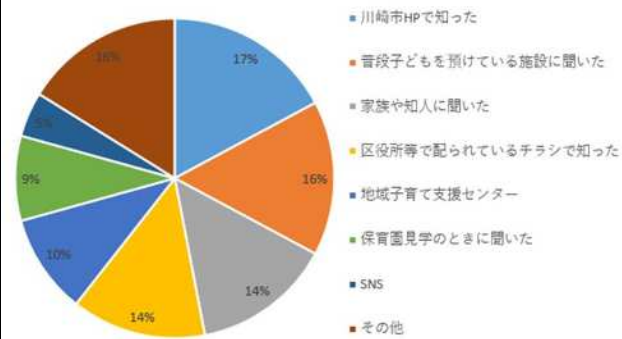
2歳児の受入が全体の約2割に留まる状況

令和6年度試行的事業の実施状況等について

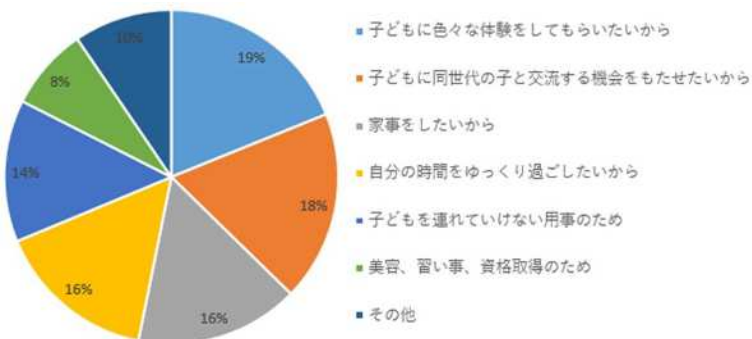
3 R6 試行的事業における利用者アンケートの結果

令和6年11月13日（水）～12月19日（木）にWEB上で実施した利用者アンケート結果は以下のとおり（n=199／回収率 約23%）

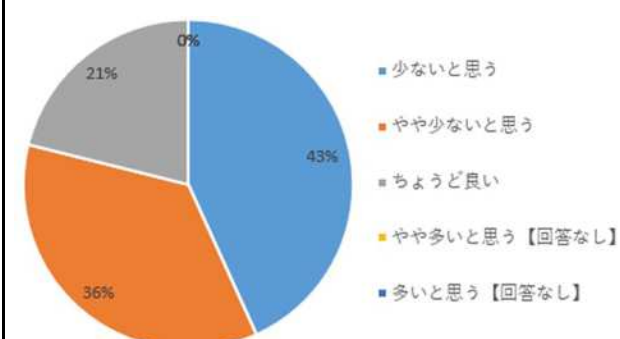
川崎市の制度をどこで知りましたか？



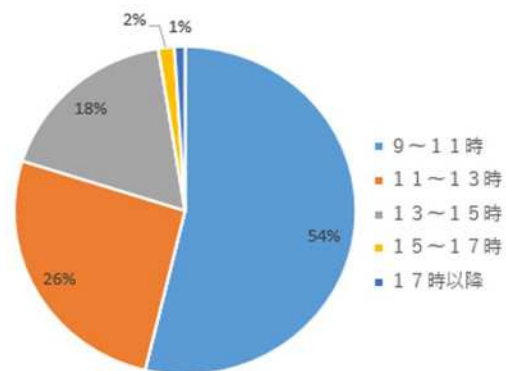
制度を利用している理由は何ですか？



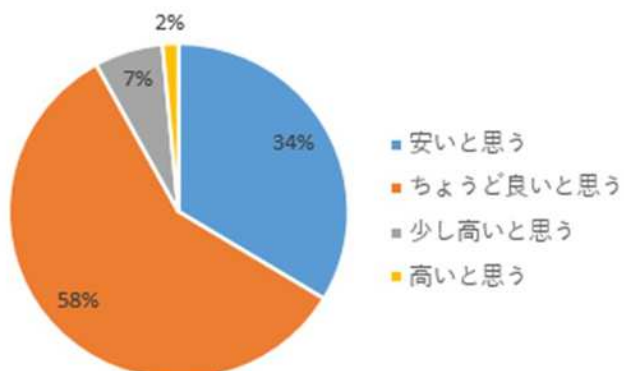
利用上限時間（10時間／月）をどう思いますか？



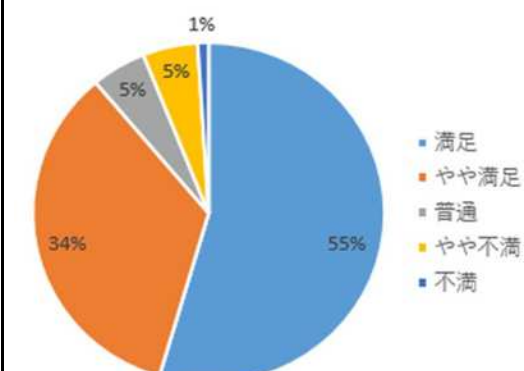
制度を最も利用したい時間帯はいつですか？



制度の基本料金（1人1時間300円程度）をどう思いますか？



制度の全体的な満足度をお聞かせください。



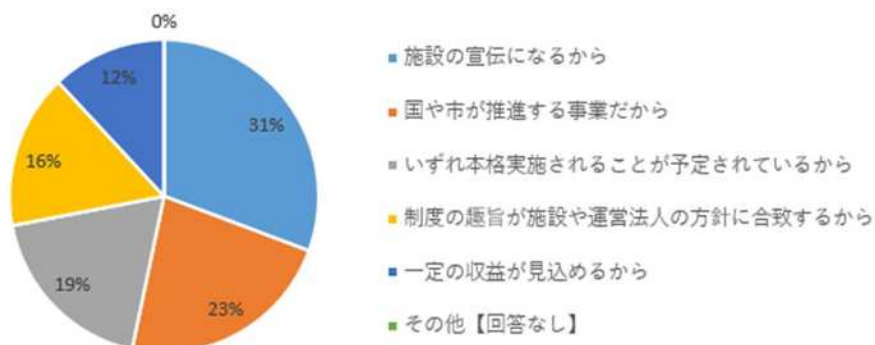
※実施施設を通じて本制度の利用登録者に対して回答を依頼

令和6年度試行的事業の実施状況等について

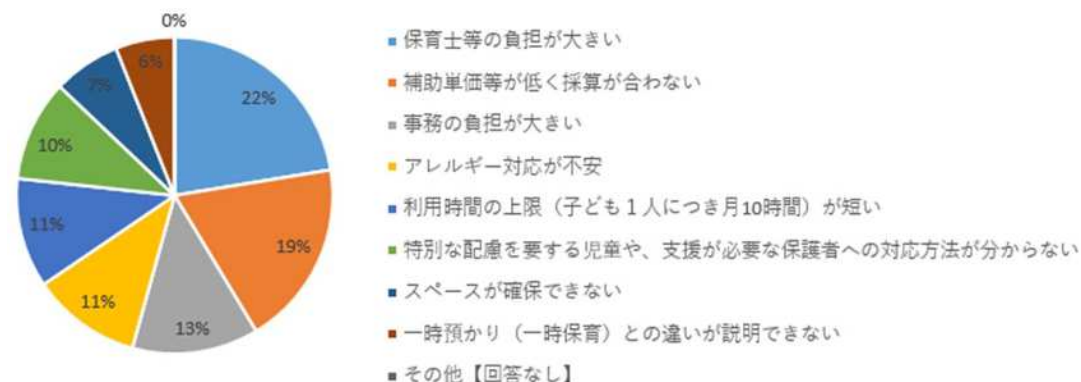
4 R6 試行的事業における実施施設アンケートの結果

令和6年11月13日（水）～11月29日（金）にWEB上で実施した実施施設アンケート結果は以下のとおり（n=37／回収率 約93%）

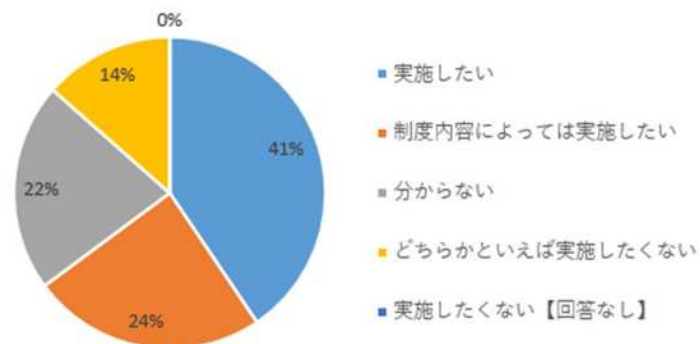
制度（試行的事業）を実施した理由は何ですか？



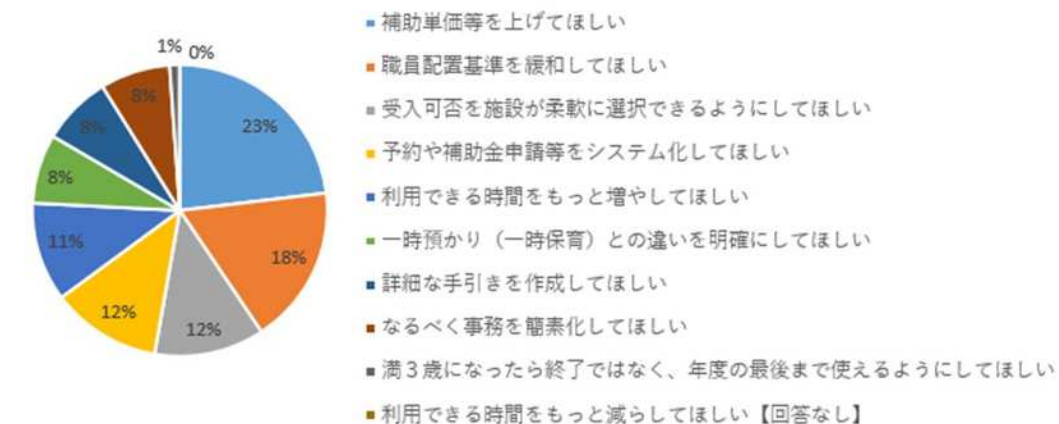
制度で課題と感じる点はどこですか？



令和7年度事業を実施する意向はありますか？



本格実施に向けて希望することは何ですか？



※アンケート対象としては民間施設のみ（公立保育所は除く）

令和6年度試行的事業の実施状況等について

5 R7からの制度化に向けて

- ・令和8年度からの本格実施に先立ち、本制度は令和7年度には子ども・子育て支援法上の「地域子ども・子育て支援事業」の1事業に位置付けられることとなっている。
- ・事業実施にあたっては、認可及び運営の基準を自治体毎に条例化する必要があるため、本市においても、4月からの事業実施に向けて令和6年度中に条例制定する必要がある。
- ・1月14日に国の基準（内閣府令）が示されたため、これをもとにパブリックコメント手続を経て基準条例を策定する。

	R7制度内容（予定）	R6との比較
対象児童	保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児	変更なし
利用方法と実施方法	・定期利用や自由利用など、自治体や事業者において利用方法を選択して実施 ・一般型や余裕活用型を、事業者の創意工夫により実施 ・こども1人につき「月10時間」まで利用が可能	変更なし
運営基準【条例必要】	職員配置や面積基準等については、一般型については一時預かり事業（一般型）の基準を、余裕活用型については各実施施設の設備運営基準等を準用	変更なし
事業者への補助単価等	年齢ごとの補助単価を設定（0歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円）	変更あり（単価増額）
補助割合	国：3／4　市町村：1／4	変更なし

※内閣府令で示されたのは上記のうち運営基準のみ（他は国のR7予算案や審議会等において公表されたもの）

6 今後のスケジュール

	国の動き	川崎市の動き
1月	認可基準等（内閣府令）の公布 認可基準等（内閣府令）の解釈通知等の発出 乳児等通園支援事業実施要綱（案）の策定 FAQ等の発出（1月以降随時）	条例（案）の作成 議会報告
2月	専用HPの作成・公表 総合支援システムの先行リリース	パブコメの実施 実施要綱（案）の作成 実施事業者の募集開始 総合支援システム利用契約
3月	アンケート結果等の取纏め・公表 事業実施の手引きの発出	条例（案）の議決 実施要綱の確定 実施事業者の決定・認可 システム登録やID払出し等 事業実施の手引きの周知 市民への周知・広報

7 R8からの本格実施について

- ・令和8年度からは「乳児等のための支援給付」という新たな給付制度となり、全自治体で事業実施が義務化される。
- ・事業実施にあたっては、令和7年度と同様、国の定める確認基準等（内閣府令）に基づく条例化が必要となる。

	R6	R7	R8
事業の位置付け	試行的事業	地域子ども・子育て支援事業	新たな給付制度
実施自治体	全国118自治体	未定（任意実施）	全自治体
利用時間	月10時間を上限	月10時間を上限	内閣府令で定める時間
補助単価	850円／時間	年齢毎に設定	未定
利用料金	300円程度／時間	未定	未定
利用管理方法	Excel等	総合支援システム	総合支援システム